

4-4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく
大気基準適用施設の設置状況

(平成17年3月31日現在)

種類	施設の種類					合 計	工 業 場 場 数
	1 鉄鋼業焼結施設 焼結炉	2 製鋼用電気炉	3 垂鉛回収施設	4 アルミニウム 合金製造施設	5 廃棄物焼却炉		
市町村名							
大阪市	1 (1)	13 (13)		4 (4)	79 (79)	93 (93)	54 (54)
堺市		5 (5)			45 (45)	54 (54)	36 (36)
岸和田市		2			6	8	7
豊中市		8			8	8	5
池田市		4			4	4	2
吹田市		23			23	23	18
泉大津市		2			5	7	6
高槻市					15	15	11
貝塚市					10	10	6
守口市		4			4	4	5
枚方市		1			27	28	22
茨木市					14	14	8
八尾市				8	22	30	23
泉佐野市					8	8	7
箕田林市					8	8	7
寝屋川市					13	13	10
河内長野市					11	11	8
松原市					7	7	6
大東市					10	10	9
和泉市					13	13	7
箕面市					5	5	3
和歌山市					10	10	6
羽曳野市					7	7	6
門真市					8	8	7
堺市					8	8	7
高石市					14	14	8
高石市					1	1	1
藤井寺市					1	1	1
東大阪市					29	29	17
東南市					5	5	3
四条畷市					3	3	3
交野市					5	5	8
大阪狭山市					1	1	4
阪南市					4	4	4
島本町					4	4	3
豊能町					4	4	3
鹿嶋町					0	0	0
尾山町					5	5	2
忠岡町					4	4	3
熊取町					4	4	3
田尻町					0	0	0
岬町					3	3	3
太子町					2	2	2
河内町					0	0	0
美原町				5	14	19	15
千早赤阪村					0	0	0
合 計	1 (1)	25 (18)	0 (0)	18 (4)	460 (124)	504 (147)	353 (90)

(注) 1 () 内は政令市分で内数である。
2 垂鉛回収施設としては、焼結炉、溶融炉、溶解炉、乾燥炉、乾燥炉が該当する。
アルミニウム合金製造施設としては、熔解炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。

4-5 府条例に基づくばい煙・粉じんに係る届出施設設置工場・事業場数等

(平成12年3月31日現在)

区分 市町村名	ばいじん	有害物質	炭化水素類	特定粉じん	一般粉じん	届出工場等	合 計
堺市	40 (40)	69 (69)	202 (202)	4 (4)	12 (12)	10 (10)	327 (327)
岸和田市	10	36	49	1	128	1	187
豊中市	8	46 (1)	75 (46)	8	82	1	163 (47)
池田市	4	6	23	7	7	1	34
吹田市	7 (3)	18 (6)	61 (46)	2	21	1	85 (52)
泉大津市	9	15	24	4	68	1	93
高槻市	10	18 (1)	60 (41)	6	60	2	114 (42)
貝塚市	16	22	20	1	51	1	91
守口市	10	36	40	2	37	1	77
枚方市	25 (1)	45 (2)	111 (66)	3	93 (1)	1	189 (70)
茨木市	9	29	47	3	47	3	101
八尾市	43	170 (2)	124 (41)	24	316	1	462 (43)
泉佐野市	7	14	33	1	18	1	61
箕田林市	6	24	38	4	36	1	70
寝屋川市	11	30	70	1	50	2	115
河内長野市	7	18	23	1	52	1	73
松原市	6	8	24	17	17	1	45
大東市	14	48	44	2	90	1	129
和泉市	2	9	32	2	31	1	66
箕面市	2	2	29	2	11	1	41
柏原市	13	39	29	4	81	1	120
羽曳野市	6	8	15	4	18	1	38
門真市	5	64	53	3	68	1	122
藤井寺市	5	17	26	2	59	1	85
高石市	4	10	27	27	27	1	49
藤井寺市	3	4	8	4	14	1	27
東大阪市	77	481	239 (58)	171	653	2	985 (58)
泉南市	3	2	13	4	20	1	32
四条畷市	4	4	12	1	16	1	27
交野市	5	9	21	1	21	1	44
大阪狭山市	3	3	12	2	15	1	22
阪南市	1	1	10	2	15	1	26
島本町	1	3	6	4	14	1	26
豊能町	1	2	2	4	7	1	14
鹿嶋町	2	6	10	3	18	1	24
尾山町	1	1	9	4	14	1	22
田尻町	1	2	2	1	5	1	10
岬町	1	3	8	1	13	1	19
太子町	4	6	5	1	16	1	24
河内町	1	1	4	3	8	1	16
美原町	12	23	27	1	42	1	71
千早赤阪村				9	9	1	9
合 計	564 (212)	1788 (570)	2276 (1109)	378 (126)	2922 (599)	31 (15)	5578 (1932)

(注) 1 () 内は政令市分で内数である。
2 ばい煙の区分に係る工場又は事業場があるため、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しません。